

主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成○年○月○日からはB所在の会社C店（以下「事業場」という。）において、スーパーマーケット店長として業務に従事していたが、平成○年○月○日、道路上に駐車した自家用車の車内で死亡しているところを発見された。死体検案書によれば、死亡日時は「平成○年○月○日午後○時頃（推定）」、直接死因は「一酸化炭素中毒死」、死因の種類は「自殺」とされている。

請求人は、被災者は、配置転換、上司からの嫌がらせ、達成困難なノルマ、恒常的な長時間労働及び仕事上のミスなどが原因となって精神障害を発病し、自殺に至ったものであり、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成○年○月○日付け意見書において、平成○年○月○日付け会社作成の被災者死亡直後における事業場関係者からの聴取内容を始めとした被災者の死亡に至るまでの言動、健康状態等について医学的に検討した結果から、被災者は、平成○年○月○日には、ICD-10診断ガイドラインにおける「F43 重度ストレス反応及び適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病していた旨述べている。

当審査会としても、被災者の症状の経過等に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会は、その取り扱いは妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

- (3) 被災者の精神障害発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」）

という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人らは、被災者は認定基準別表 1 の具体的出来事として、「上司とのトラブルがあった」、「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」及び「重大な仕事上のミスをした」等に該当する出来事があり、それぞれ総合評価「強」に相当するものであることから、その全体評価は「強」になる旨を主張しているため、検討すると、以下のとおりである。

(イ) まず、「上司とのトラブルがあった」との出来事として、請求人らは、被災者が平成○年○月○日に事業場に店長として異動すると同時に、当該地域のエリアマネージャーであったDから、執拗かつ理不尽な指導及び人格攻撃や暴力等を受けていた旨を主張する。

この点、Dは、平成○年○月○日付け聴取書において、こうした事実があったことを否定しているものの、被災者自死直後の平成○年○月○日に行われた会社内部での聴取の際には、被災者への叱咤激励であったことを前提としながらも、降格や左遷を示唆する発言や頭部や肩を叩いたことを認める申述をしている。また、こうした状況を見聞しているとみられる会社関係者の申述をみると、Eは、Dが被災者の頭を叩くところを2回目撃した旨を述べており、Fも、被災者がDからひどい言われ方をされ、一つの注意についても相当程度に長く執拗であった旨を述べている。その他の会社関係者も、被災者がDから暴言や軽い暴力を受けていた事実を見聞きした旨を述べており、さらに、被災者が残した遺書においても、Dの言動に係る不満が具体的に記述されていることに鑑みると、被災者は、時には部下等の面前においてDから暴力を伴うほどの厳しく執拗な指導・叱責を受けていたものと考えることが相当である。こうしたDの指導・叱責は、店長である被災者の職責を加味した業務上の指導であるとは言えるものの、その方法にはいささか行き過ぎた面がなかったとはいい難く、認定基準別表 1 の具体的出来事の類型「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するものであり、その業務による心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

(ウ) 次に、請求人らは、被災者が事業場に赴任した直後から、「食料品への異物混入」、「拾得物の紛失」、「人員不足が原因となったパート労働者の労働時間の契約時間超過」及び「店長会議の場で禁止行為として指導されていた業者への商品販売」等の問題が発生しており、これらの事実は、「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」に該当する旨を主張する。

この点、これら一連の出来事は、食品販売業においては発生し得るものであり、店長であった被災者が対処することは当然であるといえる。しかしながら、それらの出来事の発生経緯を精査すると、被災者が店長として就任してまもなく連続して発生しており、また、その原因については、必ずしも店長である被災者の責任ないしは能力不足に起因するとは言いきれないものでもある。さらに、当時の被災者の就労状況をみると、発病前の評価期間における労働時間は、決定書理由が説示しているところ、1か月前の時間外労働時間数は53時間31分であり、2か月前の時間外労働時間数32時間39分より20時間以上増加し、45時間以上に及んでいることが認められる。

当審査会としては、同出来事は、認定基準別表1の具体的出来事の類型「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものであり、その業務による心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

(エ) さらに、請求人らは、事業場において、食料品の賞味期限切れの問題が連続して発生したことから、被災者の心理的負荷は一層強まることになった旨を主張する。

当審査会においては、連続して発生した賞味期限切れ食品の問題について、その経緯と会社による事後処理を精査し、被災者の責任とその立場について検討を加えていった。すると、当該出来事は、賞味期限切れの食品を陳列するという、大規模小売店にとっては信頼性を損なう重大な問題を連続して発生させたというものであり、再発防止と組織としての規律引き締めのために、責任者の責任追及が行われることはやむを得ないものであったと考えられる。会社は、最初の発覚時に、被災者を含め、関連する店長等を店長会議の場において立たせ、叱責するとともに再発防止策を徹底的に指導したものの、まもなく被災者が新たに赴任した店舗においても賞

味期限切れ商品が見つかるという事態になったものであり、被災者の心理的負荷は相当程度に大きかったものと推認し得る。事態の深刻さを勘案すると、社長への謝罪報告、事態に係る業務報告書など、Dを含めた会社側が被災者に求めた対応については、不適切であるとまではいえない。

しかし、連続して生じた同出来事は、認定基準別表1の具体的出来事の類型「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものであり、その事態の深刻さを勘案すると、当審査会としてはその業務による心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

(オ) 以上の事情を総合的に勘案すると、被災者には心理的負荷の総合評価が「中」となる出来事が相当数生じており、それらは時間的に近接して生じていることから、出来事が相まって被災者の心理的負荷を強める作用もしていると認めることが相当であり、当審査会としてはその全体評価は「強」に達するものであると判断するものである。

ウ 被災者の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

エ したがって、被災者に発病した本件疾病は、業務による強度の心理的負荷によるものと認められ、被災者の自死は本件疾病によって正常の認識及び行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自死行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥っていたものと推認されることから、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものであると認められる。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。